

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 貨物管理</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 輸出入貨物の搬出入関係</p> <p>(輸入貨物の搬出入手続)</p> <p>3-1 システム参加保税地域等における輸入貨物の搬出入手続は、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 搬入手続  <u>輸入貨物が搬入された場合、倉主等は、搬入関係書類又はシステムから配信される許可情報等に基づき、搬入貨物の記号、番号、品名、数量及び異常の有無等を確認する。確認が終了したときは、速やかに海上貨物にあっては「搬入確認登録（保税運送貨物）」等、航空貨物にあっては「貨物確認情報登録」等の業務を利用して搬入確認情報の登録を行う。</u></p> <p>(2) 搬出手続  <u>輸入貨物を搬出しようとする場合、倉主等は、関係書類又はシステムから配信される許可情報等に基づき、搬出貨物の記号、番号、品名、数量及び異常の有無等を確認する。確認が終了したときは、速やかに海上貨物にあっては「搬出確認登録（保税運送貨物）」等、航空貨物にあっては「搬出確認登録（一般）」等の業務を利用して搬出確認情報の登録を行う。</u>  <u>なお、搬出しようとする輸入貨物について、システムを使用して輸入許可又は輸入許可前引取承認がされた場合は、システムから「許可・承認貨物（輸入）情報」が当該貨物の蔵置されている保税地域に配信されるので、倉主等は、当該貨物の貨主又はこれに代わる者から輸入許可書又は輸入許可前引取承認書の提出を求めることは要しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 貨物管理</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 輸出入貨物の搬出入関係</p> <p>(輸入貨物の搬出入手続)</p> <p>3-1 システム参加保税地域等における輸入貨物の搬出入手続は、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 海上貨物</p> <p>イ 搬入手続  <u>輸入貨物がシステム参加保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき、搬入貨物の記号、番号、品名、数量及び異常の有無等を確認するとともに、確認が終了したときは、速やかに「搬入確認登録（保税運送貨物）」、「システム外搬入確認登録（輸入貨物）」その他の搬入確認登録の業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行うものとする。</u>  <u>なお、システム参加保税地域等に外国貨物を搬入する際に、倉主等が搬入確認の登録を行った場合には、事故等の確認のため等必要に応じて当該搬入関係書類の提出するものとする。</u>  <u>また、この章第 1 節 1-3 の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬入確認情報の登録を行うこととなるので留意する。</u></p> <p>ロ 搬出手続  <u>輸入貨物をシステム参加保税地域等から貨物を搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、確認が終了したときは、速やかに「CY搬出確認登録」、「搬出確認登録（保税運送貨物）」その他の搬出確認登録の業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行うものとする。</u>  <u>ただし、次に掲げる場合は搬出確認の登録を要しないものとする。</u>  <u>なお、次の(イ)に掲げる場合において、倉主等が見本の一時持出しに係る搬出確認を行おうとするときは、前節 2-6 の規定により取り扱うものとする。</u></p> <p>(イ) 見本の一時持出し許可を受けた貨物の場合  (ロ) 検疫又は検査を受けるため一時的に搬出する貨物の場合  (ハ) 蔵入・移入・総保入承認貨物又は展示等承認済貨物であって、当該承認申請時における貨物の蔵置場所と蔵入先等が同一である貨物</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>を蔵出輸入等で搬出する場合</p> <p>また、システム参加保税地域等に置かれている外国貨物について、システムを使用して輸入許可又は輸入許可前引取承認がされた場合は、システムから「許可・承認貨物（輸入）情報」が当該保税地域に配信されるので、当該貨物と当該貨物情報とを対査して、当該貨物の記号、番号、品名、数量及び異常の有無等を確認するものとする。</p> <p>なお、システム参加保税地域等から当該貨物が搬出される場合は、倉主等が当該貨物の貨主又はこれに代わる者からの輸入許可書又は輸入許可前引取承認書の提出は要しないが、当該貨物に係る「輸入許可貨物情報」等システムから配信される貨物情報により確認する等適宜の方法により誤搬出のないよう努めるものとする。この場合において、輸入許可済のコンテナを除き、「搬出確認登録」は要しないので、留意する。なお、この章第 1 節 1－3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬出確認情報の登録を行うこととなるので留意する。</p> <p>(2) 航空貨物</p> <p>イ 搬入手続</p> <p>第 1 章第 3 節 3－1 の規定により AWB 情報が登録された貨物（ULD に收容された仮陸揚貨物は除く。）をシステム参加保税地域等に搬入し蔵置する場合は、「貨物確認情報登録」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより貨物確認情報の登録を行うものとし、1 便分の貨物確認情報の登録が終了した場合は、当該登録を行った倉主等に、直ちにシステムに登録が終了した旨を「貨物確認情報終了登録」業務を利用して入力し、送信することにより貨物確認情報終了の登録を行うものとする。なお、当該登録は当該貨物を航空機から取卸後、最初に搬入し蔵置することとなったシステム参加保税地域等の倉主等に行うものとする。また、ULD に收容されたまま運送された貨物が運送先に到着したときは、到着地の保税地域の倉主等に、直ちに ULD の外装等の状況を確認するものとする。</p> <p>また、保税運送が行われた貨物（他空港向一括保税運送（外国貿易機から取卸された貨物について、国際運送契約上の仕向地が他の税関空港（国内の税関空港を経由地として、外国の地域を仕向地とする場合を含む。）である貨物を、到着後、直ちに当該税関空港へ向けて到着便単位で一括して運送する方式をいう。以下同じ。）の承認を受けた貨物のうち ULD で運送される貨物を除く。）が、システム参加保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入関係書類やシステムから配信</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸出貨物の搬出入手続)</p> <p>3-2 システム参加保税地域等における輸出しようとする貨物若しくは積戻ししようとする貨物（以下この項において「輸出未通関貨物」という。）又は輸出若しくは積戻しの許可を受けた貨物（以下この項において「輸出許可済貨物」という。）の搬出入手続は、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 搬入手続  <u>輸出未通関貨物又は輸出許可済貨物が搬入された場合、倉主等は、搬入関係書類又はシステムから配信される許可情報等に基づき、搬入貨物の記号、番号、品名、数量及び異常の有無等を確認する。確認が終了したときは、速やかに、海上貨物にあっては「搬入確認登録（輸出未通関）</u></p>	<p>される許可情報等に基づき搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するとともに、その結果等必要事項を直ちに「搬入確認登録（システム対象内保税運送）」業務、「搬入確認登録（システム対象外保税運送）」業務その他の搬入確認登録業務を利用してシステムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行うものとする。</p> <p>なお、システム参加保税地域等に外国貨物を搬入する際に、倉主等が搬入確認の登録を行った場合には、事故等の確認のため等必要に応じて当該搬入関係書類の提出するものとする。</p> <p>また、この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬入確認情報の登録を行うこととなるので留意する。</p> <p>ロ 搬出手続  <u>システム参加保税地域等から貨物を搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、確認が終了したときは、速やかに「搬出確認登録（一般）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は搬出確認の登録を要しないものとする。</u></p> <p>(イ) 他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物の場合                  (ロ) 見本の一時持出許可を受けた貨物の場合                  (ハ) 検疫又は検査を受けるため一時的に搬出する貨物の場合</p> <p>なお、この章第1節1-3（書面申請に係る取扱い）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬出確認情報の登録を行うこととなるので留意とする。</p> <p>(輸出貨物の搬出入手続)</p> <p>3-2 システム参加保税地域等における輸出しようとする貨物若しくは積戻ししようとする貨物（以下この項において「輸出未通関貨物」という。）又は輸出若しくは積戻しの許可を受けた貨物（以下この項において「輸出許可済貨物」という。）の搬出入手続は、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 海上貨物                  イ 搬入手続  <u>輸出未通関貨物又は輸出許可済貨物がシステム参加保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するととも</u></p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>」等、航空貨物にあつては「一括搬入確認登録」等の業務を利用して搬入確認情報の登録を行う。</p> <p>(2) 搬出手続 輸出許可済貨物を搬出しようとする場合、倉主等は、関係書類又はシステムから配信される許可情報等に基づき、搬出貨物の記号、番号、品名、数量及び異常の有無等を確認する。確認が終了したときは、速やかに、海上貨物にあつては「搬出確認登録（輸出許可済）」等、航空貨物にあつては「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）」等の業務を利用して搬出確認情報の登録を行う。</p>	<p>に、確認が終了したときは、速やかに、輸出未通関貨物にあつては「搬入確認登録（輸出未通関）」業務を利用して、また、輸出許可済貨物にあつては「搬入確認登録（輸出許可済）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行うものとする。この場合において、搬入確認を行った輸出未通関貨物が、通関業者による「輸出貨物情報登録」が行われていない場合は、通関業者が当該登録を行った後、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を入力し、送信することにより搬入確認登録を行うものとする。</p> <p>なお、この章第 1 節 1－3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬入確認情報の登録を行うこととなるので留意する。</p> <p>ロ 搬出手続 輸出許可済貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、確認が終了したときは、速やかに「搬出確認登録（輸出許可済）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行うものとする。ただし、当該貨物がシステム参加保税地域等においてコンテナ等に詰めされる場合は、「バンニング情報登録（コンテナ単位）」業務又は「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）」業務により必要事項を入力し、送信することで搬出確認情報の登録を行うことができる。</p> <p>なお、この章第 1 節 1－3 の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬出確認情報の登録を行うこととなるので留意する。</p> <p>(2) 航空貨物 イ 搬入手続 輸出未通関貨物又は輸出許可済貨物がシステム参加保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するよう求めるとともに、確認が終了したときは、速やかに「一括搬入確認登録」業務、「個別搬入確認登録」業務その他の搬入確認登録の業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行うことを求めるものとする。なお、この章第 1 節 1－3 の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が登録を行うこととなるので留意する。</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 3 章 保税運送関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保税運送申告等</p> <p>1-1 保税運送申告を行う者（以下この節及び次節において「申告者」という。）が、システムを使用して当該申告を行う場合は、海上貨物にあっては「保税運送申告」業務を、航空貨物にあっては「保税運送申告（一般）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>（システム処理対象外貨物）</p> <p>1-2 次に掲げる貨物の保税運送申告は、システムによることなく、それぞれ「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式 C-4000 号）により行うことを求めるものとする。</p>	<p>ロ 搬出手続</p> <p><u>輸出許可済貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するよう求めるとともに、確認が終了したときは、速やかに「搬出確認登録（AWB・HAWB 単位）」業務、「搬出確認登録（MAWB 単位）」その他の搬出確認登録の業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行うことを求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については当該登録の対象外とする。なお、下記ロに掲げる場合において、倉主等が見本の一時持出しに係る搬出確認を行おうとするときは、この節 2-6 の規定により取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 航空会社が貨物を外国貿易機に搭載する場合</u></p> <p><u>(ロ) 見本の一時持出許可を受けた貨物又は検査指定を受けた貨物を搬出する場合</u></p> <p><u>(ハ) システムの対象となっている他の税関空港で搭載する仮陸揚貨物で、当該空港までの保税運送承認を受けた貨物を搬出する場合</u></p> <p><u>なお、この章第 1 節 1-3 の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬出確認情報の登録を行うこととなるので留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 保税運送関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保税運送申告等</p> <p>1-1 保税運送申告を行う者（以下この節及び次節において「申告者」という。）が、システムを使用して当該申告を行う場合は、海上貨物にあっては「保税運送申告」業務を、航空貨物にあっては「保税運送申告（一般）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p><u>なお、航空貨物について、他空港向一括保税運送申告を行う場合は、当該申告に先立ち、到着便に係る AWB 情報の登録時に、仕向地、運送種別等必要な事項を入力することを求めるものとする。</u></p> <p>（システム処理対象外貨物）</p> <p>1-2 次に掲げる貨物の保税運送申告は、システムによることなく、それぞれ「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式 C-4000 号）により行うことを求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) <u>担保の提供を要する海上貨物</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸出申告</p> <p>(輸出申告)</p> <p>1-2 通関業者等がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、輸出申告を行う者が、税関官署の窓口に設置された電子申告を行うための専用端末（以下「窓口電子申告端末」という。）を利用して輸出申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙 1）により取扱うものとする。</p> <p>なお、通関業者が輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸出申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p>また、輸出申告については、通関予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。なお、税関官署の開庁時間外に輸出申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 積戻し申告</p> <p>9-1 システムを使用して積戻し申告を行う場合には、この章第 1 節及び第 2 節の規定に準じて行うものとする。また、保税展示場に入れることの承認を受けた貨物に係る積戻し申告についても同様とする。</p>	<p>(1) <u>海上貨物</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>担保の提供を要する貨物</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ロ <u>コンテナ扱いの申出が適用となった未通関積戻し貨物</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸出申告</p> <p>(輸出申告)</p> <p>1-2 通関業者等がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、輸出申告を行う者が、税関官署の窓口に設置された電子申告を行うための専用端末（以下「窓口電子申告端末」という。）を利用して輸出申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙 1）により取扱うものとする。</p> <p>なお、通関業者が輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸出申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p>また、輸出申告については、通関予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。なお、税関官署の開庁時間外に輸出申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p><u>ただし、本船・ふ中扱い承認を受けた貨物のシステムによる輸出申告については、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した後に行う必要がある。</u></p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 積戻し申告</p> <p>9-1 システムを使用して積戻し申告を行う場合には、この章第 1 節及び第 2 節の規定に準じて行うものとする。また、保税展示場に入れることの承認を受けた貨物に係る積戻し申告についても同様とする。<u>ただし、これら</u></p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>の積戻し申告については、許可を受けるために貨物を入れる保税地域等に搬入された後に行う必要がある。</u></p>

(別表)

(別表)

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
汎用申請対象手続一覧		汎用申請対象手続一覧	
<b>【監視関係】</b>		<b>【監視関係】</b>	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
内貨船機用品積込承認申告（包括）	関法第 23 条第 2 項 関令第 21 条の 2 第 2 項 関基 23-13(2)	内貨船機用品積込承認申告（包括）	関法第 23 条第 2 項 関基 23-13(2)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
支払手段等の携帯輸出・輸入申告	関法第 67 条 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 19 条第 3 項 関令第 58 条及び第 59 条 外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 8 条の 2 外国為替に関する省令（昭和 55 年大蔵省令第 44 号）第 10 条	支払手段等の携帯輸出・輸入申告届出	関法第 67 条 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 19 条第 3 項 関令第 58 条及び第 59 条 外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 8 条の 2 外国為替に関する省令（昭和 55 年大蔵省令第 44 号）第 10 条
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<b>【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】</b>		<b>【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】</b>	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
学校等給食用のミルク及びクリームに係る業務の報告	暫定令第 33 条第 6 項	学校等給食用のミルク及びクリームに係る業務の報告	暫定令第 35 条第 6 項
配合飼料用ミルク、クリーム、ホエイ、調整ホエイに係る業務報告	暫定令第 33 条第 8 項 暫定基 9-12	配合飼料用ミルク、クリーム、ホエイ、調整ホエイに係る業務報告	暫定令第 35 条第 8 項 暫定基 9-12
でん粉糖等の製造に係る業務の報告	暫定令第 33 条第 13 項	でん粉糖等の製造に係る業務の報告	暫定令第 35 条第 13 項



## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
農林漁業用重油及び粗油に係る業務の報告	暫定令第 33 条第 15 項	農林漁業用重油及び粗油に係る業務の報告	暫定令第 35 条第 15 項
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
軽減税率適用に係る書面の提出	暫定法第 9 条 暫定令第 33 条第 1 項 暫定基 9 - 1	軽減税率適用に係る書面の提出	暫定法第 9 条 暫定令第 35 条第 1 項 暫定基 9 - 1
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<b>【保税関係】</b>		<b>【保税関係】</b>	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
(削除)	(削除)	免税コンテナ国内運送届出	コンテナ特例法第 8 条第 3 項 コンテナ特例法施行令第 10 条 特例法基本通達第 4 章 8 - 2(1)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
国産コンテナ等確認申請	コンテナ特例法第 8 条 コンテナ特例法施行令第 11 条第 1 項 特例法基本通達第 4 章 8 - 1(1)	国産コンテナ等確認申請	コンテナ特例法第 9 条 コンテナ特例法施行令第 12 条第 1 項 特例法基本通達第 4 章 9 - 1(1)
国産コンテナ等確認証紙貼付事績報告	コンテナ特例法施行令第 11 条第 4 項 特例法基本通達第 4 章 8 - 3(2)	国産コンテナ等確認証紙貼付事績報告	コンテナ特例法施行令第 12 条第 4 項 特例法基本通達第 4 章 9 - 3(2)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
免税コンテナ記帳事務所報告	特例法基本通達第 4 章 6 - 4	免税コンテナ記帳事務所報告	特例法基本通達第 4 章 6 - 5
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
コンテナの個別承認申請	コンテナ特例法第 13 条第 1 項 コンテナ特例法施行令第 15 条第 1 項 特例法基本通達第 4 章 13-1	コンテナの個別承認申請	コンテナ特例法第 14 条第 1 項 コンテナ特例法施行令第 16 条第 1 項 特例法基本通達第 4 章 14-1
コンテナの型式承認申請	コンテナ特例法第 14 条第 2 項（コンテナ特例法第 13 条第 1 項を準用） コンテナ特例法施行令第 16 条第 1 項 特例法基本通達第 4 章 14-1	コンテナの型式承認申請	コンテナ特例法第 15 条第 2 項（コンテナ特例法第 14 条第 1 項を準用） コンテナ特例法施行令第 17 条第 1 項 特例法基本通達第 4 章 15-1
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)